

令和 8 年度 土木工事積算基準改定概要

1 週休 2 日制工事における経費補正の廃止

国、及び県の経費補正廃止や、週休 2 日の達成状況を鑑み、週休 2 日制の導入が十分に市内建設現場に浸透していると認められることから、経費補正を廃止

2 工事の一般管理費等

工事の一般管理費等率を改定

3 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（「現場環境改善費」（率計上）の100%を上限に設計変更）

4 快適トイレの費用計上の拡充

最新の調査実態を踏まえ、上限額を改定(57,000 円/基・月)

また、更なる現場環境改善を推進する観点から、上限基数を撤廃

5 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

移動時間、建設機械の回送時間、作業休止時間等を考慮し、下記工種における歩掛を改定
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、路上路盤再生工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、笠コンクリートブロック据付工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、トンネル補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、P C 橋架設工（架設機械据付・解体）、鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工

6 施工規模に応じた標準歩掛（小規模歩掛等）の設定

小規模施工を考慮し、下記工種における歩掛を制定、改定

トンネル補修工断面修復工（左官工法）、トンネル補修工ひび割れ補修工（低圧注入工法）

7 土木工事標準歩掛

（1）新規制定【7 工種】

- ①鉄筋工
- ②土のう工
- ③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工）
- ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法）
- ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）

（2）使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【8 工種】

- ①鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）

- ②場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
- ③ニューマチックケーソン工
- ④仮橋・仮栈橋工
- ⑤仮囲い設置・撤去工
- ⑥切削オーバーレイ工（ICT）
- ⑦道路除雪工
- ⑧架設支保工
- （３）移動時間を考慮した改定を行う工種【６工種】
 - ①濁水処理工（一般土木工事）
 - ②地すべり防止工（ふとんかご）
 - ③トンネル補修補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工）
 - ④トンネル工（NATM）〔発破工法〕
 - ⑤トンネル濁水処理工
 - ⑥伸縮装置工（鋼製）
- （４）建設機械の回送時間を考慮した改定を行う工種【１工種】
 - ①トンネル工（NATM） 仮設備工（防音扉工）
- （５）作業休止時間を考慮した改定を行う工種【１工種】
 - ①路上路盤再生工
- （６）資材の搬入制約を考慮した改定を行う工種【１工種】
 - ①ＰＣ橋架設工

8 施工パッケージ関係歩掛

- （１）使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【４工種】
 - ①機械土工（土砂）〔ブルドーザ掘削〕
 - ②機械土工（岩石）掘削
 - ③機械土工（土砂）〔床掘〕（ICT）
 - ④捨石工
- （２）移動時間を考慮した改定を行う工種【４工種】
 - ①排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）
 - ②笠コンクリートブロック据付工
 - ③半たわみ性（コンポジット）舗装工
 - ④トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】

9 市場単価の一部廃止

以下に示す市場単価３工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止

- ①鉄筋工 ※「土木工事標準歩掛」に移行
- ②ガス圧接工 ※「土木工事標準歩掛」に移行
- ③軟弱地盤処理工

10 鋼橋製作工

鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

11 ICT活用工事

小規模工事を対象に2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備

12 電気通信設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、光ケーブルを共通仮設費の対象に改定

13 機械設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛を改定

また、法改正及び技術基準類との整合を目的に既存制定工種の一部を改定

14 建設機械等損料

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定

15 設計業務等標準歩掛

実態調査の結果を踏まえ、UAVレーザ測量、地すべり調査、道路予備設計（A）（B）、橋梁定期点検業務の歩掛を改定

また、道路トンネル定期点検業務を新規歩掛として策定